

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

No	質問日	公表日	質問事項	回答
1	6月5日	6月6日	<p>次の場合に、契約開始前または契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は変更後の約款によることを協議いただけるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税および地方消費税の税率の変更等やむをえない要因が生じた場合 ・託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もしくは改廃により、約款を変更する必要がある生じた場合 ・その他、約款を変更すべき合理的な事由が生じた場合 	<p>仕様書第3項及び契約約款第12条に基づき協議に応じます。ただし、協議については契約日以降に行うものとします。</p>
2	6月5日	6月6日	<p>契約書（案）第11条第2項において、電気料金の具体的な算定内容（端数処理含む）の規定中「一般送配電事業者」とあるが、「みなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）」と読み替えてよろしいか確認したい。</p>	<p>契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関するものであり、読み替えを行うことはできません。しかしながら、電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めております。</p>
3	6月5日	6月6日	<p>契約の開始以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合には、弊社は需給契約の消滅または変更の日に、料金（1年未満の使用部分に対し臨時電力（常時契約の1.2倍））を適用し、既に申し受けた料金との差額）および工事費等の精算していただくことを認めていただけるか。</p>	<p>契約約款第7条第3項に基づき、協議いたします。</p>
4	6月5日	6月6日	<p>弊社は「延滞利息制度」を導入しており、支払期日（支払義務発生日の翌日から起算して30日目）経過後に電気料金が支払われる場合には、その経過日数に応じて年10%の割合（1日あたり約0.03%）で算定した延滞利息をお支払いして頂く制度に応じて頂けるか。</p> <p>なお、延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて算定してえた金額となる。</p>	<p>契約約款第11条第6項及び第8項の規定のとおりいたします。</p>
5	6月9日	6月12日	<p>【燃料費調整の条件について】</p> <p>契約書（案）第11条第2項（2）では「一般送配電事業者による電気料金の調整額」と記載があり、契約書（案）別紙4「単価一覧」の最下部には「当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する」とあり、相違がございます。</p> <p>一般送配電事業者（北海道電力ネットワーク株式会社様）の最終保証供給約款で定める燃料費調整額と市場価格調整額と、みなし小売電気事業者（北海道電力株式会社様）の標準供給条件（電力標準契約約款）のどちらを正とするのかご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>契約約款第11条第2項第2号の「一般送配電事業者」の記載は、あくまでも「その他の要因」の一例として挙げた「託送条件」に関する記載になります。</p> <p>電気料金の算定に係る各種調整額については、仕様書第3項のとおり、「みなし小売電気事業者」が定める供給約款によるものと定めておりますのでご確認ください。</p>

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

No	質問日	公表日	質問事項	回答
6	6月9日	6月12日	【燃料費調整の条件について】※上記（No.5）ご回答が一般送配電の場合にご回答ください。 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費（等）調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。	
7	6月9日	6月12日	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	必ずしも燃料調整費単価からのお値引きである必要はございません。なお、別に設定される項目につきましては、別途協議いたします。
8	6月9日	6月12日	【請求書の請求方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票をWEBページでご確認いただく方法をご承いただけますでしょうか。	契約約款第11条第1項に記載のとおり、請求は書面によるものといたします。
9	6月9日	6月12日	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行することができません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	分割請求が必要となる施設はございません。
10	6月9日	6月12日	【請求書の発行について②】 一括請求をご希望の場合、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	契約約款第9条第1項に基づき、計量日時は毎月1日0時としておりますので、各施設で計量日が異なる事はございません。
11	6月9日	6月12日	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	別紙契約電力一覧をご確認ください。
12	6月9日	6月12日	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	計量日時は毎月1日0時となっております。
13	6月9日	6月12日	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	北海道電力株式会社となります。
14	6月9日	6月12日	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	検針結果等の通知書を別途提出の必要はございません。また、請求書に記載する内訳につきましては、契約約款第11条第1項及び第5項に記載したとおりといたします。

●質問及び回答

対象案件： ・水道局本局庁舎他、指定施設において使用する電力（高圧）

No	質問日	公表日	質問事項	回答
15	6月9日	6月12日	<p>【契約保証金について】 札幌市水道局契約規程第25条3項に該当する場合、免除のために必要なお手続き、提出書類（契約書の写し等）はございますか。 提出書類がある場合は、提出期日についてもご教示ください。</p>	<p>契約保証金については、入札説明書第6項第3号及び契約約款第4条に記載のとおり、受注者が札幌市水道局契約規程第25条各号に該当した場合は免除となりますが、提出いただく書類は対応する各号によって異なるため、受注者に対して別途ご連絡いたします。また、提出期日についても、提出いただく書類等の内容を鑑み、併せて個別にご連絡いたします。</p>

別紙

契約電力一覧

No.	需要施設	契約電力(kW) 2025年4月現在
1	本局庁舎	196
2	川沿庁舎	104
3	新琴似庁舎	89
4	八軒庁舎	34
5	豊平庁舎	85
6	厚別庁舎	18
7	平岸庁舎	35
8	資材センター	37
9	西野浄水場	149
10	宮の森ポンプ場	126
11	大倉山ポンプ場	39
12	旭ヶ丘ポンプ場	89
13	西町南ポンプ場	260
14	曙ポンプ場	171
15	山鼻取水場	251
16	西岡高台ポンプ場	192
17	清田ポンプ場	101
18	平岡ポンプ場	172
19	真栄ポンプ場	143
20	真駒内南町ポンプ場	283
21	常盤公園ポンプ場	46
22	藤野高台ポンプ場	23
23	北ノ沢第2ポンプ場	62
24	南沢第1ポンプ場	96
25	南沢第2ポンプ場	36
26	北ノ沢第1ポンプ場	118
27	平岸水力発電所	13
28	発寒川取水場	210
29	配水センター	47
30	定山溪浄水場	101
31	宮町浄水場	76
32	藻岩取水場	3
33	定山溪取水場	104